

議案第５７号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年９月２１日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成２７年板橋区条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０号中「以下」を削る。

第９条第２項中「第１９条第１０号」を「第１９条第１１号」に改める。

第１１条第２項中「第１９条第１２号から第１６号まで」を「第１９条第１３号から第１７号まで」に改める。

第２５条第３項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第１９条第７号」を「第１９条第８号」に、「同条第８号」を「同条第９号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。